平成２７年（フ）第２３８号
京都市東山区三条通大橋東入３丁目下る教業町674番地　市営住宅新３棟219号
債務者　兼崎　裕次
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　晶男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
宮崎市佐土原町上田島3903番地４
債務者　塚本　聖一
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重尾　龍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７号
茨城県日立市東大沼町１丁目18番22号
債務者　仲田　義明
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３６０号
名古屋市瑞穂区日向町３丁目62番地の１
債務者　園井　章夫
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　　成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目３番２―302号グリーンタウン松ヶ丘第二、住民票上の住所
埼玉県比企郡川島町大字鳥羽井369番地１
債務者　亀山　佳子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８８号
石川県白山市井口町北146番２号地
債務者　あいがめこと　石田　武司
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３４０号
名古屋市中村区中村中町３丁目33番地
債務者　加藤　一雄
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　康昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町18番地９
債務者　波留　重夫
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　輝人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
京都市西京区桂稲荷山町84番地
債務者　石原　暢人
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
秋田県横手市大森町上溝字寺内245番地３
債務者　菊地あつ子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３３号
広島県三次市十日市南５丁目３番10号
債務者　竹岡　且了
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第４９２号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番６―410号
債務者　角田　弘明
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋田　幸典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８０号
函館市新川町27番６号
債務者　久保田敏昭
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８８号
函館市本通２丁目32番１号　よいあすセンター209号室
債務者　東　　千春
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５４号
愛知県豊田市山之手７丁目61番地２　ベルメゾン山之手307号
債務者　木村　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９９２号
大阪府茨木市南春日丘１丁目16番40号
債務者　杉琴　洋一
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９４号
大阪市平野区喜連西４丁目７番16号　石光第２ビル601、前住所大阪市西淀川区大和田５丁目19番２号
債務者　古賀　恵子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部